

栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託に係る プロポーザル審査要領

1 基本事項

栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務を委託する事業者を公募し、「栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託に係る業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により選考し、決定する。

選考に当たっては、別紙「栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託企画提案書評価項目一覧表」（以下「評価項目一覧表」という。）に掲げる項目について評価し、採点を行う。

2 評価基準

評価基準は、以下のとおりとする。

（1）評価項目①～⑤について

評価項目ごとに5段階評価を行う。

評価	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、やや劣る部分や問題点があり、時に支障をきたすおそれがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、業務遂行に支障をきたすおそれがある水準である。

（2）評価項目⑥について

評価点数＝25.0×（参加者中最低見積金額／当該参加者見積金額）

※少数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

3 評価の方法

（1）評価項目の最高評価点数を合計した200点を満点とする。

（2）選定委員会の委員の評価点数の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点数の合計が高い者から順に契約締結の交渉を行う。

（3）最も高い評価点数の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、評価項目一覧表の①及び②の項目についての評価点数を合計し、最も高い評価点数を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても提案者が複数となるときには、選定委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。

（4）選定委員会の委員の評価点数の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。